

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄附金	476,688,747 円
資産受贈益（物品切手等の現物寄附）	2,690,224 円
正会員収入	756,000 円
協力会員収入	2,640,000 円
チャリティグッズ事業収入	17,740,528 円
イベントの開催	8,409,940 円
受託・著作権収入	8,208,789 円
受取利息	218,372 円
受取配当金	756,000 円
為替評価益	12,859,698 円
補助金・助成金収入	886,800,444 円
前期修正益	7,635,631 円
雑収入（講演料原稿料、保険金収入等）	801,439 円
	円
合 計	1,426,205,812 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	令和3年4月1日 令和4年6月30日	1,941,500円
			役員報酬	令和3年7月1日 令和4年3月31日	5,625,000円
			給与	令和3年6月26日 令和4年3月31日	4,816,314円
			給与	令和3年4月1日 令和4年3月31日	1,153,250円
			給与	令和3年4月1日 令和4年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
------	----------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
338人	546,379,284円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年04月09日	174,240 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 配送・発送費等支援金
		2021年04月09日	74,919 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 配送・発送費等支援金
		2021年04月14日	12,563 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2021年04月20日	148,720 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 衛生用品購入支援金
		2021年04月20日	400,000 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 機器購入支援金
		2021年04月20日	108,590 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 配送・発送費等支援金
		2021年05月12日	25,561 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2021年06月08日	28,868 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2021年07月13日	15,179 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2021年07月30日	572,000 円	東日本震災被災障がい者 機器購入支援金
		2021年08月06日	984,500 円	東日本震災被災障がい者 機器購入支援金
		2021年08月11日	17,982 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2021年09月03日	5,818 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2021年10月12日	50,000 円	令和3年8月豪雨被災者 生活等支援金
		2021年10月12日	50,000 円	令和3年8月豪雨被災者 備品購入支援金
		2021年10月15日	11,575 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2021年10月29日	15,471 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2021年11月29日	174,832 円	令和3年8月豪雨被災者 備品購入支援金
		2021年12月01日	1,468,390 円	東日本震災被災障がい者 機器購入支援金
		2021年12月09日	1,517,395 円	令和3年8月豪雨被災者 備品購入支援金
		2021年12月16日	14,772 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2021年12月28日	950,000 円	東日本震災被災障がい者 衛生用品購入支援金
		2022年01月12日	10,668 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2022年01月12日	94,490 円	令和3年8月豪雨被災者 備品購入支援金他
		2022年01月20日	300,000 円	東日本震災被災障がい者 事業活動支援金
		2022年01月21日	110,000 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2022年02月02日	128,000 円	東日本震災被災障がい者 備品購入支援金
		2022年02月03日	11,863 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2022年02月10日	74,800 円	東日本震災被災障がい者 衛生用品購入支援金
		2022年02月25日	98,866 円	東日本震災被災障がい者 備品購入支援金
		2022年03月08日	1,262,800 円	ウクライナ避難民支援 事業活動支援金
		2022年03月10日	587,950 円	ウクライナ避難民支援 事業活動支援金
		2022年03月15日	6,524,000 円	ウクライナ避難民支援 事業活動支援金
		2022年03月16日	12,906 円	東日本大震災被災者 事業活動支援金
		2022年03月16日	1,361,877 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 衛生用品購入支援金
		2022年03月18日	336,780 円	東日本震災被災障がい者 備品購入支援金

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2022年03月18日	1,200,000 円	東日本震災被災障がい者 車両購入支援金
		2022年03月31日	2,138,123 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 事業活動支援金
		2022年03月31日	1,300,000 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 事業活動支援金
		2022年03月31日	50,578 円	東日本震災被災障がい者 施設修繕支援金
		2022年03月31日	196,138 円	東日本震災被災障がい者 事業活動支援金
		2022年03月31日	98,800 円	東日本大震災被災者 配送・発送費等支援金
		2021年04月09日	399,345 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 衛生用品寄贈
		2021年04月09日	55,304 円	新型コロナウイルス感染症対策支援 衛生用品寄贈
		2021年07月02日	366,052 円	東日本震災被災障がい者 情報通信機器寄贈
		2021年07月02日	13,750 円	東日本震災被災障がい者 情報通信機器寄贈
		2021年07月05日	188,650 円	東日本震災被災障がい者 機械装置寄贈
		2021年07月05日	84,096 円	東日本震災被災障がい者 機械装置寄贈
		2021年07月06日	340,101 円	東日本震災被災障がい者 機械装置寄贈
		2021年07月07日	40,607 円	東日本大震災被災者 農林業機械寄贈
		2021年07月15日	149,800 円	九州豪雨被災者 情報通信機器寄贈
		2021年07月15日	37,180 円	九州豪雨被災者 情報通信機器寄贈
		2021年07月15日	17,380 円	九州豪雨被災者 衛生用品寄贈
		2021年07月30日	981,860 円	東日本震災被災障がい者 空調設備寄贈
		2021年07月30日	86,350 円	九州豪雨被災者 備品寄贈
		2021年07月31日	25,300 円	東日本大震災被災者 備品寄贈
		2021年08月11日	1,000,000 円	東日本震災被災障がい者 機械装置寄贈
		2021年08月31日	7,945 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年08月31日	9,953 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年08月31日	12,386 円	令和3年8月豪雨被災者 衛生用品寄贈
		2021年08月31日	39,600 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年09月07日	74,800 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年09月16日	477,500 円	令和3年8月豪雨被災者 食糧等寄贈
		2021年09月17日	959,393 円	東日本大震災被災者 建物修繕
		2021年09月17日	700,000 円	東日本大震災被災者 建物修繕
		2021年09月28日	34,660 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年09月30日	4,714 円	令和3年8月豪雨被災者 食糧等寄贈
		2021年09月30日	4,229 円	令和3年8月豪雨被災者 食糧等寄贈
		2021年09月30日	2,503 円	令和3年8月豪雨被災者 食糧等寄贈
		2021年10月05日	139,200 円	令和3年8月豪雨被災者 情報通信機器寄贈
		2021年10月08日	392,700 円	東日本震災被災障がい者 備品寄贈

支出先の名称	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年10月08日	239,800 円	東日本震災被災障がい者 備品寄贈
		2021年10月08日	287,100 円	東日本震災被災障がい者 備品寄贈
		2021年10月08日	414,700 円	東日本震災被災障がい者 備品寄贈
		2021年10月12日	1,290,000 円	令和3年8月豪雨被災者 車両寄贈
		2021年10月14日	41,800 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年10月25日	78,100 円	令和3年8月豪雨被災者 農林業機械寄贈
		2021年10月25日	90,860 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年10月25日	29,700 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年10月25日	72,600 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年10月25日	74,100 円	令和3年8月豪雨被災者 農林業機械寄贈
		2021年10月31日	899 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年11月05日	935,000 円	東日本震災被災障がい者 機械装置寄贈
		2021年11月10日	715,000 円	東日本震災被災障がい者 機械装置寄贈
		2021年11月10日	12,375 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年11月10日	50,665 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年11月10日	104,405 円	令和3年8月豪雨被災者 機械装置寄贈
		2021年11月10日	21,584 円	令和3年8月豪雨被災者 機械装置寄贈
		2021年11月12日	2,640,000 円	九州豪雨被災者 建物修繕
		2021年11月18日	103,840 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年11月18日	10,800 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年11月18日	9,990 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年11月18日	21,560 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年11月18日	6,101 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年11月18日	799 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年11月18日	3,190 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年11月18日	2,090 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈
		2021年11月24日	1,343,724 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年11月25日	80,000 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年11月29日	35,070 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年11月30日	14,744 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年11月30日	1,499 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年12月09日	217,078 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年12月09日	183,837 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年12月09日	73,292 円	令和3年8月豪雨被災者 備品寄贈
		2021年12月17日	171,116 円	九州豪雨被災者 備品寄贈
		2021年12月20日	924,000 円	東日本震災被災障がい者 機械装置寄贈
		2021年12月31日	734,035 円	令和3年8月豪雨被災者 生活用品寄贈他

6 海外への送金等に関する事項

〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額	額
2021年04月01日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 27,000.00	3,011,580 円
2021年04月09日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 40,000.00	4,400,400 円
2021年04月09日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	1,650,150 円
2021年04月09日	カブール事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	1,650,150 円
2021年04月09日	カブール事務所へ活動資金として	USD 17,000.00	1,870,170 円
2021年04月09日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として [現地協力団体]へ支払い	USD 107,515.00	11,827,725 円
2021年04月14日	ドゥシャンベ事務所へ活動資金として	USD 300.00	32,793 円
2021年04月16日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD 3,000.00	332,130 円
2021年04月26日	ガジアンテブ事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,086,100 円
2021年04月28日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 190,000.00	21,034,900 円
2021年05月10日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	1,642,050 円
2021年05月14日	カブール事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	1,655,100 円
2021年05月14日	カブール事務所へ活動資金として	USD 13,000.00	1,434,420 円
2021年05月14日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 30,000.00	3,309,900 円
2021年05月14日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD 3,000.00	326,790 円
2021年05月14日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD 3,000.00	330,990 円
2021年05月21日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 3,500.00	383,600 円
2021年05月21日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 1,500.00	164,400 円
2021年05月21日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として [現地協力団体]へ支払い	USD 8,234.00	902,446 円
2021年05月24日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 220,000.00	23,964,600 円
2021年05月28日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として [現地協力団体]へ支払い	USD 15,397.00	1,703,985 円
2021年05月28日	スーダン・エチオピア難民支援の経費として [現地団体協力団体]へ支払い	EUR 3,570.00	479,950 円
2021年06月01日	ガジアンテブ事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,101,200 円
2021年06月01日	ハルツーム事務所へ活動資金として	EUR 1,500.00	205,995 円
2021年06月01日	ハルツーム事務所へ活動資金として	EUR 22,500.00	3,089,925 円
2021年06月01日	ミャンマーにおける、バリアフリー工事の経費として [工事業者]へ支払い	USD 5,260.00	579,178 円
2021年06月04日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 40,000.00	4,439,200 円
2021年06月04日	バングラデシュにおける、活動経費として [コンサルタント会社]へ支払い	USD 2,875.00	315,560 円
2021年06月11日	トルコ・トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [現地協力団体]へ支払い	USD 83,401.00	9,187,454 円
2021年06月15日	ガジアンテブ事務所へ活動資金として	USD 25,000.00	2,770,500 円
2021年06月15日	ブノンペン事務所へ活動資金として	USD 12,000.00	1,317,120 円
2021年06月15日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD 3,000.00	329,280 円
2021年06月15日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 4,000.00	439,040 円
2021年06月15日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 30,000.00	3,324,300 円
2021年06月15日	メヘバ事務所へ活動資金として	USD 4,500.00	493,920 円
2021年06月15日	メヘバ事務所へ活動資金として	USD 400.00	44,324 円
2021年06月18日	カブール事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,110,300 円
2021年06月18日	カブール事務所へ活動資金として	USD 7,000.00	777,210 円
2021年06月18日	カブール事務所へ活動資金として	USD 37,000.00	4,108,110 円

実施日	使 途	金 額	金 額
2021年06月21日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	15,500.00 1,719,725 円
2021年06月21日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 548,800 円
2021年06月24日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	190,000.00 20,854,400 円
2021年06月25日	アフガニスタンにおける、地雷・不発弾除去支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	USD	17,500.00 1,920,800 円
2021年06月25日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	USD	6,236.00 684,463 円
2021年07月06日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	12,000.00 1,338,840 円
2021年07月06日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	3,000.00 331,740 円
2021年07月13日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,222,000 円
2021年07月13日	ハルツーム事務所へ活動資金として	EUR	15,237.36 2,012,398 円
2021年07月16日	ガジアンテブ事務所へ活動資金として	USD	13,000.00 1,437,930 円
2021年07月16日	パアン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 553,050 円
2021年07月16日	カブール事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,106,100 円
2021年07月16日	カブール事務所へ活動資金として	USD	23,000.00 2,544,030 円
2021年07月16日	カブール事務所へ活動資金として	USD	15,000.00 1,659,150 円
2021年07月16日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD	3,000.00 331,740 円
2021年07月16日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	2,500.00 276,450 円
2021年07月16日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 553,050 円
2021年07月26日	トルコ・トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	USD	52,651.50 5,856,952 円
2021年07月27日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	110,000.00 12,163,800 円
2021年08月05日	ハルツーム事務所へ活動資金として	EUR	22,000.00 2,932,380 円
2021年08月05日	ハルツーム事務所へ活動資金として	EUR	920.00 119,701 円
2021年08月06日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	30,000.00 3,317,700 円
2021年08月12日	ガジアンテブ事務所へ活動資金として	USD	12,000.00 1,332,600 円
2021年08月13日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,223,200 円
2021年08月13日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD	3,000.00 328,470 円
2021年08月13日	パアン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 555,850 円
2021年08月24日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	13,000.00 1,423,370 円
2021年08月24日	スーダン・エチオピア難民支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	EUR	10,000.00 1,299,400 円
2021年08月26日	スーダン・エチオピア難民支援の経費として [] (シタカー会社)へ支払い	EUR	4,212.60 549,660 円
2021年08月27日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	120,000.00 13,138,800 円
2021年08月27日	ハルツーム事務所へ活動資金として	EUR	60,000.00 7,962,600 円
2021年09月02日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (衛生用品調達業者)	USD	237,000.00 26,235,900 円
2021年09月08日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,219,400 円
2021年09月10日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	30,000.00 3,314,400 円
2021年09月10日	ガジアンテブ事務所へ活動資金として	USD	12,000.00 1,325,880 円
2021年09月10日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD	3,000.00 329,700 円
2021年09月10日	ブノンベン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,099,000 円
2021年09月10日	メバ事務所へ活動資金として	USD	4,500.00 494,550 円
2021年09月13日	ハルツーム事務所へ活動資金として	EUR	10,000.00 1,308,800 円
2021年09月13日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	TRY	80,187.00 1,048,044 円
2021年09月13日	スーダン・エチオピア難民支援の経費として [] (シタカー会社)へ支払い	EUR	3,608.10 472,011 円

実施日	使 途	金 額	額
2021年09月14日	ハルツーム事務所へ活動資金として	EUR	8,000.00 1,068,000 円
2021年09月16日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	18,000.00 1,981,980 円
2021年09月17日	カブール事務所へ活動資金として	USD	3,000.00 331,530 円
2021年09月17日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	180,000.00 19,782,000 円
2021年09月17日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として ██████████(現地協力団体)へ支払い	TRY	82,459.00 1,082,686 円
2021年09月21日	パアン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,102,700 円
2021年09月21日	パアン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 549,500 円
2021年09月22日	カブール事務所へ活動資金として	USD	12,000.00 1,319,400 円
2021年09月22日	カブール事務所へ活動資金として	USD	15,000.00 1,649,250 円
2021年09月30日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	70,000.00 7,693,000 円
2021年10月01日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として ██████████(現地協力団体)へ支払い	TRY	80,360.00 1,000,482 円
2021年10月01日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として ██████████(現地協力団体)へ支払い	USD	53,627.50 6,013,787 円
2021年10月06日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 567,050 円
2021年10月07日	ハルツーム事務所へ活動資金として	AED	8,547.01 265,470 円
2021年10月07日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として ██████████(現地協力団体)へ支払い	USD	52,651.50 5,901,180 円
2021年10月08日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,248,600 円
2021年10月08日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD	4,000.00 447,680 円
2021年10月08日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として ██████████(現地協力団体)へ支払い	USD	20,675.00 2,313,946 円
2021年10月12日	ガジアンテプ事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,142,000 円
2021年10月15日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	14,500.00 1,622,840 円
2021年10月15日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	2,500.00 286,500 円
2021年10月15日	プノンベン事務所へ活動資金として	USD	18,000.00 2,014,560 円
2021年10月15日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	30,000.00 3,437,700 円
2021年10月15日	アフガニスタンにおける、地雷・不発弾除去支援の経費として ██████████(現地協力団体)へ支払い	USD	17,500.00 1,958,600 円
2021年10月15日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として ██████████(現地協力団体)へ支払い	USD	51,001.50 5,844,771 円
2021年10月19日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	40,000.00 4,596,000 円
2021年10月22日	パアン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 573,700 円
2021年11月05日	カブール事務所へ活動資金として	USD	17,000.00 1,946,160 円
2021年11月05日	カブール事務所へ活動資金として	USD	17,000.00 1,946,160 円
2021年11月09日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,279,400 円
2021年11月09日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD	4,000.00 454,680 円
2021年11月09日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	60,000.00 6,820,200 円
2021年11月09日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	3,000.00 341,010 円
2021年11月09日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として ██████████(現地協力団体)へ支払い	TRY	45,400.00 565,230 円
2021年11月10日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	30,000.00 3,406,800 円
2021年11月10日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	30,000.00 3,406,800 円
2021年11月15日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	15,000.00 1,720,500 円
2021年11月15日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 573,500 円
2021年11月18日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	9,000.00 1,033,920 円
2021年11月18日	トルコ事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,148,800 円
2021年11月19日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	150,000.00 17,050,500 円

実施日	使途	金	額
2021年11月19日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	USD	4,911.00 558,233 円
2021年11月24日	イスラマバード事務所の経費として [] (事務所オーナー)へ支払い	USD	2,100.00 243,411 円
2021年11月30日	カブール事務所へ活動資金として	USD	4,500.00 515,250 円
2021年11月30日	カブール事務所へ活動資金として	USD	18,000.00 2,061,000 円
2021年11月30日	カブール事務所へ活動資金として	USD	23,000.00 2,633,500 円
2021年12月03日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD	6,000.00 682,620 円
2021年12月03日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	USD	41,455.50 4,719,294 円
2021年12月07日	カクマ事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,275,400 円
2021年12月07日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	45,000.00 5,139,000 円
2021年12月08日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	TRY	21,400.00 266,430 円
2021年12月09日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD	7,000.00 801,710 円
2021年12月10日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	30,000.00 3,425,100 円
2021年12月10日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD	40,000.00 4,566,800 円
2021年12月10日	ガジアンテプ事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,142,000 円
2021年12月10日	ガジアンテプ事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,142,000 円
2021年12月14日	ブノンベン事務所へ活動資金として	USD	13,000.00 1,479,010 円
2021年12月14日	メヘバ事務所へ活動資金として	USD	3,500.00 398,195 円
2021年12月14日	ミャンマーにおける、インクルーシブ教育の経費として [] (保険会社)へ支払い	USD	2,160.00 245,743 円
2021年12月16日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	USD	87,216.50 10,022,048 円
2021年12月17日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	10,500.00 1,203,090 円
2021年12月17日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	7,500.00 853,275 円
2021年12月17日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	12,000.00 1,374,960 円
2021年12月17日	ビエンチャン事務所へ活動資金として	USD	2,710.00 80,776 円
2021年12月17日	ビエンチャン事務所へ活動資金として	USD	2,710.00 227,540 円
2021年12月21日	パアン事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 571,600 円
2021年12月24日	メヘバ事務所へ活動資金として	USD	3,000.00 341,310 円
2021年12月24日	メヘバ事務所へ活動資金として	USD	47,000.00 5,414,400 円
2021年12月24日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	TRY	41,000.00 388,680 円
2021年12月24日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	TRY	79,812.00 756,617 円
2021年12月24日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	USD	34,230.50 3,943,695 円
2021年12月24日	カブール事務所の経費として [] (事務所オーナー)へ支払い	USD	5,100.00 580,227 円
2022年01月06日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (小麦粉業者)へ支払い	USD	70,398.40 8,219,013 円
2022年01月12日	スーダン・エチオピア難民支援の経費として、 [] (レンタカー会社)へ支払い	EUR	7,323.44 967,939 円
2022年01月14日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	12,000.00 1,377,720 円
2022年01月14日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD	15,000.00 1,725,300 円
2022年01月14日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD	23,000.00 2,641,320 円
2022年01月14日	コックスバザール事務所へ活動資金として	USD	2,000.00 230,040 円
2022年01月14日	アフガニスタンにおける、地雷・不発弾除去支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	USD	15,000.00 1,725,300 円
2022年01月17日	ガジアンテプ事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,150,500 円
2022年01月17日	ガジアンテプ事務所へ活動資金として	USD	9,000.00 1,035,450 円
2022年01月17日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD	3,500.00 402,675 円

実施日	使途	金	額
2022年01月17日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 2,000.00	230,040 円
2022年01月17日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 4,500.00	517,725 円
2022年01月17日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 40,000.00	4,601,600 円
2022年01月17日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 25,000.00	2,876,000 円
2022年01月20日	パアン事務所へ活動資金として	USD 2,000.00	230,020 円
2022年01月20日	パアン事務所へ活動資金として	USD 3,000.00	345,030 円
2022年01月25日	カブール事務所へ活動資金として	USD 12,000.00	1,376,640 円
2022年01月25日	カブール事務所へ活動資金として	USD 44,000.00	5,047,680 円
2022年01月28日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として(現地協力団体)へ支払い	USD 48,068.00	5,528,781 円
2022年02月04日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 14,000.00	1,619,940 円
2022年02月07日	パアン事務所へ活動資金として	USD 8,000.00	927,840 円
2022年02月07日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 5,000.00	579,900 円
2022年02月07日	パアン事務所へ活動資金として	USD 2,000.00	231,960 円
2022年02月07日	パアン事務所へ活動資金として	USD 6,000.00	695,880 円
2022年02月07日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	1,739,700 円
2022年02月14日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 30,000.00	3,483,900 円
2022年02月14日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 20,000.00	2,322,600 円
2022年02月14日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 13,500.00	1,558,440 円
2022年02月21日	ガジアンテプ事務所へ活動資金として	USD 5,000.00	578,900 円
2022年02月21日	ガジアンテプ事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,157,800 円
2022年02月28日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として(被害者支援の補助具調達業者)へ支払い	USD 13,644.64	1,586,735 円
2022年03月02日	ドゥシャンベ事務所へ活動資金として	USD 54,200.00	6,262,810 円
2022年03月03日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD 45,000.00	5,234,850 円
2022年03月07日	ウクライナ難民緊急支援 ポーランド出張活動資金として	USD 1,000.00	115,550 円
2022年03月07日	カクマ事務所の調査経費として(調査会社)へ支払い	EUR 10,000.00	1,260,700 円
2022年03月10日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 4,000.00	470,080 円
2022年03月10日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 4,000.00	470,080 円
2022年03月10日	ウクライナ難民緊急支援 モルダバ出張活動資金として	EUR 10,000.00	1,281,000 円
2022年03月10日	ウクライナ難民緊急支援 モルダバ出張活動資金として	EUR 10,000.00	1,281,000 円
2022年03月10日	カクマ事務所の調査経費として(コンサルタント会社)へ支払い	EUR 117.00	15,129 円
2022年03月11日	ウルファ事務所へ活動資金として	USD 30,000.00	3,510,600 円
2022年03月11日	パアン事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	1,755,300 円
2022年03月11日	パアン事務所へ活動資金として	USD 1,000.00	115,550 円
2022年03月15日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 25,000.00	2,973,750 円
2022年03月15日	イスラマバード事務所へ活動資金として	USD 8,000.00	951,600 円
2022年03月15日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 3,000.00	356,850 円
2022年03月15日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	1,784,250 円
2022年03月15日	ヤンゴン事務所へ活動資金として	USD 15,000.00	1,784,250 円
2022年03月15日	カブール事務所の経費として(航空会社)へ支払い	USD 2,065.00	308,673 円
2022年03月17日	カクマ事務所へ活動資金として	USD 20,000.00	2,393,800 円
2022年03月18日	ドゥシャンベ事務所へ活動資金として	USD 2,100.00	250,719 円

実施日	使途	金	額
2022年03月18日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD 30,000.00	3,581,700 円
2022年03月18日	ホイマ事務所へ活動資金として	USD 21,000.00	2,426,550 円
2022年03月18日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (現地協力団体)へ支払い	USD 10,255.14	1,224,566 円
2022年03月22日	カブール事務所へ活動資金として	USD 50,000.00	6,037,000 円
2022年03月23日	トルコ・シリア難民に対する複合的支援の経費として [] (小麦粉業者)へ支払い	USD 75,198.40	9,166,684 円
2022年03月25日	ドゥシャンベ事務所へ活動資金として	USD 2,300.00	284,418 円
2022年03月28日	ウクライナ難民緊急支援 モルドバ活動資金として	EUR 10,000.00	1,350,200 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
-----	-------------------	-------

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること	✓
イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと	

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和3年4月1日～令和4年3月31日	23人	0人	0%	3人	13.0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
 (例) 33.3333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人難民を助ける会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		23人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人

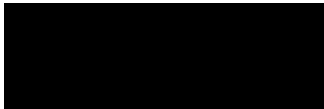
役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
吹浦房子		理事								H12/10/27 就任 R21/6/26 退任
志邨有紀枝		理事		○						H20/7/1 就任
高橋敬子		理事		○						H12/10/27 就任
堀江良彰		理事		○						H16/6/19 就任
鷺田真理		理事		○						H12/10/27 就任
黒川多喜子		理事		○						H16/6/19 就任
杉田洋一		理事		○						H16/6/1 9 就任
伊勢崎賢治		理事		○						H16/6/19 就任

加藤 勉		理事		○						H19/6/25 就任
郷農 彬子		理事		○						H19/6/25 就任
白川 浩司		理事		○						H19/6/25 就任
谷川 真理		理事		○						H19/6/25 就任
三好 秀和		理事		○						H19/6/25 就任
伊藤由紀子		理事								H21/6/25 就任 R3/6/26 退任
菅沼真理子		監事		○						H21/6/25 就任
萩原ソパナ		理事		○						H21/6/25 就任
森 絵里咲		理事		○						H21/6/25 就任
山口 明彦		監事		○						H21/6/25 就任
伊藤 美智子		理事		○						H25/6/25 就任
名取 郁子		理事		○						H25/6/25 就任
忍足 謙朗		理事		○						H27/6/13 就任
河野 眞		理事		○						H27/6/13 就任
沼田 美穂		理事		○						H29/6/17 就任
岡山 典靖		理事		○						R1/6/22 就任
杉浦 千晶		理事		○						R3/6/26 就任

独立監査人の監査報告書

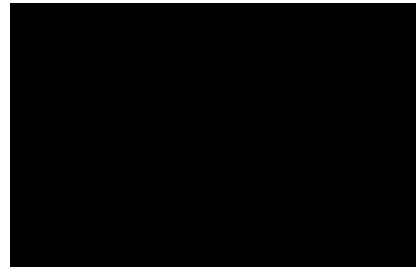
2022年5月20日

特定非営利活動法人 難民を助ける会
理事長 堀江 良彰 殿



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人難民を助ける会の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類に対する注記並びに財産目録について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類及び財産目録が、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—計算書類及び財産目録作成の基礎

計算書類に対する注記に記載のとおり、計算書類及び財産目録は、所管官庁に提出するために、「NPO法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した計算書類等を含む開示書類に含まれる情報のうち、計算書類等及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

計算書類等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して計算書類及び財産目録

を作成し適正に表示することであり、また、計算書類及び財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。
- ・ 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金入出金伝票	単票	毎日	7年
現金出納帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	10日毎	7年
預金出納帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	毎日	7年
補助元帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) 電子データ保管	毎日	7年
総勘定元帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	毎日	7年
売上伝票	販売管理ソフト (弥生販売ソフト使用) 電子データ保管	毎日	7年
仕入伝票	販売管理ソフト (弥生販売ソフト使用) 電子データ保管	毎日	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	毎日	7年
固定資産台帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	年1回 随時	7年
貯蔵品台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年

賃金台帳	給与ソフト（弥生給与ソフト使用） ルーズリーフ	月1回	7年
支援者名簿	名簿管理ソフト（セールスフォース使用） 電子データ保管	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ